

議案第 83 号

青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例の一部改正について

青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年6月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例（平成 18 年伊賀市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第 10 条関係）

施設の名称	使用時間	単位	利用料金	備考
学習棟 学 習室	午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間/室	900 円	冷暖房を使用するときは、1 時間 当たり 200 円を加算する。
	午後 5 時から 午後 9 時まで	1 時間/室	1,100 円	
学習棟 調 理室	午前 9 時から 午後 5 時まで	1 時間/室	900 円	冷暖房を使用するときは、1 時間 当たり 150 円を加算する。
	午後 5 時から 午後 9 時まで	1 時間/室	1,100 円	

				調理器具を使用するときは、1時間当たり100円を加算する。
炊事棟		1箇所	550円	
シャワー棟		1回/人	220円	
オートキャンプ場	宿泊 正午から翌午前11時まで	1サイト	6,600円	
	デイキャンプ 午前9時から午後5時まで	1人	大人600円 小人400円	大人は中学生以上、小人は小学生とする。
バーベキュー場		1人	大人600円 小人400円	大人は中学生以上、小人は小学生とする。
パークゴルフ場		1ラウンド (18ホール)	大人550円 小人330円	大人は中学生以上、小人は小学生とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前において、施行日以後における青山ハーモニー・フォレストの使用を許可された者から徴収する利用料金の額は、この条例による改正後の青山ハーモニー・フォレストの設置及び管理に関する条例別表第2の規定の例によるものとする。